

電子申告・納税システム (e-Tax) をご利用ください

～国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax～

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できますので、是非ご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができます。また、作成した申告等データを e-Tax で送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

～所得税及び復興特別所得税の確定申告で e-Tax をご利用いただくメリット～

○自宅からネットで申告

「確定申告書等作成コーナー」で申告等データを作成し、e-Tax で送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

○添付書類の提出省略

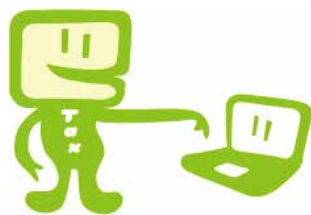
確定申告を e-Tax で行う場合、源泉徴収票や生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

○還付がスピーディー

自宅や税理士事務所から e-Tax で提出された還付申告は3週間程度で処理しています（1月・2月に提出された場合は、2～3週間程度で処理しています。）。

○24時間いつでも利用可能

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です（ただし、メンテナンス時間を除きます。）。



「e-Tax」をご利用いただく前に

e-Tax の利用に際しては、マイナンバーカードの取得や、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

※住民基本台帳カードに格納された電子証明書をお持ちの方は、その有効期間内であれば継続して使用することができます。

もっと詳しい情報は

e-Tax ホームページでは、利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問 (Q & A) など、e-Tax に関する最新の情報についてお知らせしています。

e-Tax に関する情報は e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp)、確定申告書等作成コーナーに関する情報は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

※ e-Tax ソフト、作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問合せは e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ 電話番号 0570-01-5901

※マイナンバーカードに係る IC カードリーダーライタの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルへ 電話番号 0120-95-0178